

第 23 期第 4 回（令和 7 年度第 4 回）  
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和 7 年 11 月 13 日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

【委員会】

- 1 開催日時 令和7年11月13日（金） 午後1時
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県知事 村岡 嗣政
- 4 開催通知を  
発した日 令和7年11月5日（水）
- 5 通知した議題  
第1号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）
- 6 出席者  
(委員：13名)  
森友 信、三浦 忠、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、  
竹本 信正、大谷 誠、松浦 栄一郎、市川 秀次、渡壁 勝則、林 光夫、  
原田 博之  
(県及び事務局)  
水産振興課 漁業調整取締班 主査 枝廣 直樹  
技師 竹川 陽菜  
技師 大谷 拓也  
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班 主任 山根 知樹  
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班 主査 田中 全  
下関水産振興局 次長 井上 存夫  
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局 事務局長 魚津 勝  
書記 石田 健太  
書記 藤井 玲光
- 7 傍聴人 なし
- 8 付議事項及び審議結果  
(1) 議案  
第1号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）  
【審議結果】  
原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。  
(2) 報告事項  
報告事項ア 第24回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について  
事務局から報告を受けた。  
報告事項イ 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果  
について

事務局から報告を受けた。

## 9 審議の概要

魚津事務局長

それでは、ただいまから令和7年度 第4回 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、13名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長

皆様、本日は令和7年度、第4回の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先日、日本における水産施策全般について審議を行う「水産政策審議会」の特別委員に、本県の日本海海区漁業調整委員会の中島会長が就任されました。

これからは県内のみならず、国全体の水産業の発展に寄与するため、ますますご活躍されることと思います。

本日は議題が1件、報告事項が2件予定されていますので、活発なご審議のほど、よろしくお願いいたします。

魚津事務局長

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規定第4条第2項の規定に基づき、会議の議長は会長もあてることとなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

森友会長

議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、河野委員と小田委員にお願いいたします。

それでは第1号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

藤井書記

事務局の藤井です。資料の1ページをご覧ください。

第1号議案について、令和7年11月5日付で山口県知事から当海区会長宛に諮問がされています。内容は水産振興課からお願いします。

大谷技師

水産振興課の大谷です。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料の2ページをご覧ください。

新規の許可をするときは、制限措置や申請期間について、調整委員会の意見を聞いた上で公示し、許可申請を募ることとなっております。

本日は、広島県からの入漁許可に関するものの2点についてご審議を

お願いします。

まず、整理番号1、小型機船底びき網手繰第2種（なまここぎ網）になります。こちらは広島県からの入漁という形になります。

例年お諮りいただいているものになります。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は6。船舶の総トン数は3トン未満。推進機関の馬力数は、斜線となっておりますけれども、国の告示の方で48kW以下（15馬力以下）と定められております。操業区域は後程説明させていただきます。漁業の時期は12月7日から翌年3月31日までとなっております。漁業を営む者の資格として、広島県において、小型機船底びき網手繰第2種漁業（なまここぎ網）の許可を有する者であって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者という形になります。

続いて整理番号2番、小型機船底びき網手繰第3種（貝桁網）、こちらも広島県からの入漁に関わる、例年お諮りいただいているものになります。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は47、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は斜線となっておりますが、国の告示の方で制限がございます。漁業の時期は12月7日から翌年3月31日までとなっております。漁業を営む者の資格として、広島県において小型機船底びき網手繰第三種漁業（貝桁網）の許可を有する者であって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合のとりかい漁業・なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者となっております。

続いて2番、許可又は起業の認可をすべき期間としましては、整理番号1番・2番同様に、令和7年11月14日から令和7年11月25日までの12日間を予定しております。

3番の許可の有効期間に関しましては、整理番号1番、2番同様に1年間としています。

次に、資料の4ページをご覧ください。こちらは許可の条件として操業区域が示されております。

資料の6ページをご覧ください。こちらは操業参考図を載せておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上になります。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

委員一同 （質疑なし）

森友会長 意見がないようですので、知事からの諮問に対して、特に異議はない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

森友会長

異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「第24回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

石田書記

事務局の石田と申します。座って説明の方させていただきます。

報告事項ア「第24回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について」報告の方させていただきます。

まず、こちらは、今年度、令和7年9月5日金曜日開催の方がなされました。

すいません、資料の10ページをお開きください。

開催場所につきましては、今年度はweb開催をしております。

本県は、この委員会室で委員の皆様が集まっていたいただいて、他県の方と会議の方をいたしました。

出席者につきましては、連合会委員12名中11名が出席しておりまして、本県からは森友会長、河内山委員、原田委員にご出席の方をいただきました。来賓として瀬戸内海漁業調整事務所の鉢嶺課長が出席されております。(4)の議題と審議結果になりますけれども、今年度は会長、副会長を選任する年でしたので、第1号、第2号議案の中で審議が行われまして、会長としては愛媛海区の對尾委員、副会長としては当海区の森友委員、大分海区の阿部委員が選任されております。

また、議案の第3号から第7号につきましては、例年審議している内容になりますけれども、これらの内容は一括上程され、原案のとおりで、例年どおりの内容で承認されております。

5番、その他といたしまして、たちうお浮きはえなわ漁業の禁止に係る大分海区漁業調整委員会指示について、例年同様の内容で委員会指示を更新した旨が大分県から報告の方なされております。

また、協定水域における小型機船底びき網漁業の禁止期間について、元々こちらは令和4年度の連調委において、本県の森友委員の方から、小底の禁止期間の設定がいまだに議論されているのはおかしいと指摘いただきまして、行政間で早急に協議を重ねるように取りまとめが行われたものです。

行政間で協議を重ねたのちに、令和5年度において、ファーストステップとして、愛媛県は公的規制のある山口県、大分県の年間給与日数80日間をベースに協定水域で操業しないことに合意し、愛媛県は取締船で適宜確認をすることという内容で合意の方がなされておりました。今年度はその履行状況について、令和6年4月から令和7年3月の1年間で、愛媛県の小底は計89日間、協定水域で操業せず、山口、大分の

年間休漁日数と同程度の休漁を行ったという旨の報告がなされました。

また、このことについては、愛媛県は取締船2隻を延べ24日間現場へ派遣し、操業自粛について確認しているという報告が合わせてなされております。

協定水域における小底の禁止期間については、さらなる設定、整合を図るべく、今年度も行政間で協議の方をいたしておりましたが、合意には至っていないという状況になります。

ファーストステップについては、引き続き履行確認を行って、その確実な定着を図りつつ、さらなる禁止期間の設定、整合について、行政間で議論を重ねていきたいと考えております。

こうした報告が事務局の愛媛県からなされたところなんですけれども、これに対して本県の森友委員から、セカンドステップの話が進んでいないことから、現行案について現場の理解が得られないのであれば、来年の連調委までに代案を出してほしいという旨を意見いただきました。

これに対して愛媛県の對尾会長からは、行政間で再度協議するよう回答がなされておまして、年明けを目処に再度協議する予定としております。はい、報告は以上になります。

森友会長

ただいまの説明に対して、何かご質問はありませんか。特になければ、続いて、報告事項イ 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の結果について、水産振興課よりお願いします。

枝廣書記

はい。水産振興課の枝廣です。すいません、こちらの席に座っておりますけど、事務局の立場で報告をさせていただきます。

座って説明をしたいと思えます。今月、11月6日に、高知県の方で西日本ブロック会議が開催されております。

出席者ですけれども、西日本ブロックの関係海区、12海区ありますけれども、こちらの会長、委員、事務局職員が出席しております。

本県からは森友会長がご都合により出席できないということでしたので、三浦副会長に代理で出席をいただいております。

全漁調連の事務局としまして、本県の魚津事務局長、枝廣、竹川の方も併せて出席をさせていただきます、47名での会議となっております。

4番の議事及び審議結果ですけれども、令和7年度要望活動の結果につきまして、今年の夏、7月に関係省庁等へ要望活動を行っておりますけれども、こちらの結果につきまして、全漁調連事務局、我々の方から報告をさせていただきます。

2番の令和8年の要望事項についてですけれども、西日本ブロックとしまして、次に掲げております5つの項目を要望することで決定されて

おります。概ね前年同様の内容となっております。

3番、次期開催海区についてですけれども、香川海区で開催するということが決定しております。

4番のその他としまして、外国人の遊漁者への指導ですとか、タコ釣りの漁場利用調整について情報交換が行われております。

翌日の11月7日には、現地視察としまして、久礼の津波避難タワーや久礼の大正町市場、漁業体験施設わかしや、こういったところを視察しております。

報告は以上です。

森友会長           ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

委員一同           (質疑なし)

森友会長           よろしいでしょうか。以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

委員一同           (質疑なし)

森友会長           特にないようですので、以上で本日の委員会を終了します。  
慎重な御審議ありがとうございました。

(13:08 終了)

上記のとおり第23期第4回(令和7年度第4回)山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和7年11月13日

議 長

議事録署名人

議事録署名人